

平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 余語 邦彦  
( J A S D A Q ・ コード 6425 )  
問合せ先 I R 広報室長 關 宏毅  
電 話 03-5530-3055 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 35 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、業務の執行と監督を分離し、執行役による迅速な業務決定を可能にするとともに、取締役会の監督機能の強化を図り、透明性の高い経営を実現するため、委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、委員会並びに執行役及び執行役会に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、所要の変更を行うものであります。  
(現行定款第 4 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 23 条～第 26 条、第 29 条、第 30 条～第 39 条。変更案第 4 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 23 条～第 26 条、第 29 条～第 38 条、第 41 条)
- (2) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的の一部を変更するものであります。(現行定款第 2 条)
- (3) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。(現行定款第 5 条)
- (4) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定するための規定を追加するものであります。(現行定款第 10 条)
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう変更するものであります。(変更案第 41 条)
- (6) 上記規定の新設並びに削除等に伴う条数の変更、その他規定の整備を行うものであります。
- (7) なお、本定款一部変更の効力発生については、本総会終結の時といたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的) 当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。	第 2 条 (目的) (現行どおり)
1. ～12. (条文省略)	1. ～12. (現行どおり)
13. 上記各号に関する古物品の <u>販売</u>	13. 上記各号に関する古物品の <u>売買</u>
14. ～35. (条文省略)	14. ～35. (現行どおり)
② 当社は、前項第 1 号から第34号に掲げる事業を営むことを目的とする。	(現行どおり)
③ 当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。	(現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。	第 4 条 (機関) 当社は <u>委員会設置会社</u> として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 9 条 (条文省略)	第 6 条～第 9 条 (現行どおり)
第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 10 条 (単元未満株式についての権利) (現行どおり)
1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利	(現行どおり)
2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利	(現行どおり)
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(現行どおり)
(新設)	4. <u>次条に定める請求をする権利</u>
第 11 条 (単元未満株式の買増し) 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	第 11 条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)
第 12 条 (株式取扱規程) 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会に <u>おいて定める株式取扱規程</u> による。	第 12 条 (株式取扱規程) 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する <u>手続は、法令または本定款のほか、取締役会に委任された代表執行役社長が定める株式取扱規程</u> による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (招集権者及び議長) 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第24条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第13条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>代表執行役社長</u>がこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条 (招集権者及び議長) 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表執行役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表執行役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第22条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第23条 (取締役会長) <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定する。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ <u>前2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（取締役会の決議方法等）</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（<u>監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u>）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条～第28条（条省省略）</p> <p>第29条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>第26条（取締役会の決議方法等）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条～第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（取締役の報酬等）</p> <p style="text-align: center;">取締役の報酬等は、報酬委員会が定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 委員会</p> <p>第30条（委員会の設置）</p> <p><u>当会社は、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会（以下「各委員会」という。）を設置するものとする。</u></p> <p>② <u>指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有するものとする。</u></p> <p>③ <u>報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定する権限を有するものとする。執行役が当会社の使用人を兼ねているときは、その使用人の報酬等の内容についても、同様とする。</u></p> <p>④ <u>監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、その他法令に定める権限を有するものとする。</u></p> <p>第31条（員数等）</p> <p><u>各委員会の委員は、それぞれ取締役3名以上で組織するものとする。</u></p> <p>② <u>各委員会を構成する取締役は、取締役会において選定する。</u></p> <p>③ <u>各委員会の委員の過半数は、社外取締役とする。</u></p> <p>④ <u>監査委員会の委員は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とする。</u></p> <p>第32条（委員会規則）</p> <p><u>各委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるところのほか、取締役会及び各委員会において定める各規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役及び執行役会</p> <p>第33条（執行役の選任）</p> <p><u>取締役会は、その決議により、1名以上10名以内の執行役を選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第34条 (任期)</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p><u>第35条 (代表執行役及び役付執行役)</u> 取締役会は、執行役の中から、代表執行役社長を選定し、その他必要に応じて、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役その他の役付執行役を1名以上選定することができる。 ② 取締役会は、前項に定める執行役の中から、代表執行役を1名以上選定する。</p> <p><u>第36条 (執行役の報酬等)</u> 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。 ② 執行役が当会社の使用人を兼ねているときは、当該兼務にかかる報酬等についても同様とする。</p> <p><u>第37条 (執行役の責任免除)</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>第38条 (執行役会)</u> 当会社は、取締役会の決議により、執行役会を設置し、業務の執行の決定を委任することができる。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>第30条 (監査役の数)</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>第31条 (監査役の選任方法)</u> 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第32条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>第33条 (常勤の監査役)</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第34条 (監査役会の招集及び議長)</u> 監査役会は、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。但し、必要あるときは、他の監査役も監査役会を招集することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第35条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で決する。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 (監査役の報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第40～41条 (条文省略) (新設)</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39～40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日  
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日

以 上